

健 発 1217 第 5 号  
令和2年 12 月 17 日

各 

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、安全性、有効性の確認を最優先に、来年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図ることとしており、ワクチンが薬事承認された際には、速やかに接種を実施できるよう、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)が12月9日に公布・施行されたほか、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(初版)」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)等において、市町村及び都道府県において準備しておくべき事項をお示ししているところで

す。  
本予防接種は、今後の新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策となっております。各地方公共団体では、現下においても全国の感染者数が高止まりの傾向が続く中、新型コロナウイルス感染症対策において重要な役割を果たしていただいているところですが、関係各位におかれましては、本予防接種の重要性に鑑み、引き続き本予防接種の実施体制の構築に向けた準備を進めていただきますよう、改めましてご協力をお願いします。

また、本予防接種は各市町村において実施することとなっていることから、各市町村においても十分に実施体制の準備を行っていただくことが不可欠です。ついては、本通知の趣旨等について、貴都道府県内の市町村に対して確実に周知いただきますようお願いいたします。